

## 4. 山形県の最低賃金

あなたの**最低賃金**、知ってる？



あなたの**時給**も  
今すぐチェック！



### 毎年見直し

最低賃金は、毎年、都道府県ごとに  
見直されています。

### 下回ったら法律違反！

会社には**最低賃金以上**の賃金を支払う義務があります。  
この額を下回る賃金は**法律違反**です。下回った場合、  
その差額を請求できます。



派遣先



### 派遣先の最低賃金を適用

派遣で働く方には、派遣元ではなく、**派遣先**の  
地域の最低賃金が適用されます。

### 業種によっては

### より高い最低賃金の場合も！

業種によっては、**地域別最低賃金**よりも高い「**特定(産業別)最低賃金**」  
が設定されていることがあります。

2020年  
10月3日から

**山形県**の  
地域別最低賃金は



**793** 時給  
円

午後10時～午前5時に

勤務する場合

深夜割増**25%**を加算

**991** 時給  
円

深夜勤務の場合、少なくとも深夜割増25%が加算されます。  
この他にも、**時間外割増**や**休日割増**が加算されるケースもあります。  
詳しくは、**連合**へご相談ください。

「低いかも？」と感じたら「**なんでも労働相談ダイヤル**」へ



**連合山形**



いこうよ れんごうに  
**0120-154-052**

〒990-0044 山形県山形市木の実町12-37 大手門パルズ内

連合山形

検索

県内6ヶ所に地域協議会があります。お気軽にお電話ください。

連合山形酒田飽海地域協議会 ☎0234-24-5505  
〒998-0858 酒田市緑町19-10 労働センター内

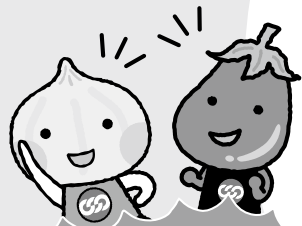
連合山形新庄最上地域協議会 ☎0233-23-1515  
〒996-0084 新庄市大手町2-60 大手会館内

連合山形地域協議会 ☎023-622-0551  
〒990-0044 山形市木の実町12-37 大手門パルズ内

連合山形鶴岡田川地域協議会 ☎0235-25-8605  
〒997-0033 鶴岡市泉町8-57 鶴岡市労働センター内

連合山形北西村山地域協議会 ☎0237-53-2005  
〒995-0033 村山市橋岡新町2丁目12-7 しらかかビル2F

連合山形置賜地域協議会 ☎0238-23-0551  
〒992-0042 米沢市塩井町塩野1-1 勤労者福祉会館2F



# あなたの最低賃金、 チェックしてみよう!

1  
確認

## 給料のうち対象となる項目を確認しよう

最低賃金との比較対象になるのは、**基本給+諸手当**(精皆勤手当・通勤手当・家族手当は除く)です。  
ボーナスや残業代、その他臨時の手当は含まれません。

対象

**基本給 + 諸手当\***

\*精皆勤手当・通勤手当・家族手当は除く

対象  
でない

●ボーナス ●残業代 ●精皆勤手当 ●通勤手当  
●家族手当 ●その他臨時の手当(結婚手当など)

2  
比較

## 1時間あたりの金額に変換し、実際に比較しよう

職場ごとに決められている「所定労働時間」や「所定労働日数」を調べましょう。  
就業規則や契約書等からわかります。  
それをもとに以下の計算式で算出した金額と、最低賃金額とを比較します。

時給の人

時給額 そのままOK!

日給の人

日給額 ÷ (1日の所定労働時間)

週給の人

週給額 ÷ (1日の所定労働時間 × 週の所定労働日数)

月給の人

月給額 ÷ (1日の所定労働時間 × 年間所定労働日数 ÷ 12)

歩合給の人

連合「なんでも労働相談ダイヤル」にご相談ください

3  
相談

## 自分の給料が最低賃金より低かったら相談しよう

- お勤め先に労働組合があれば、組合に相談してみましょう。
- 労働組合がなければ、連合「なんでも労働相談ダイヤル」へ電話してみましょう。
- お勤めの業種によっては、より高い最低賃金が適用される場合があります。



「最低賃金よりも低い!?」「おかしいな?」と思ったら  
「なんでも労働相談ダイヤル」へ!

f FACEBOOK  
いいねしてね!



連合山形



連合山形



いごよれんごに  
0120-154-052